

平成23年 火災・救助・救急の概要

消防本部予防室（☎ 0595-82-9492）

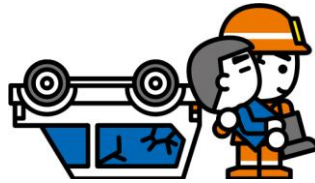
亀山消防署（☎ 0595-82-9493）

関消防署（☎ 0595-96-1780）

火災 35 件

救助 36 件

救急 1,937 件



●火災の状況 前年比（予防室）

項目		22年	23年	増減
火災 件数	建物火災	7	9	+2
	林野火災	1	1	±0
	車両火災	7	6	-1
	その他火災	9	19	+10
	合計	24	35	+11
焼損 面積	建物火災(m ²)	259	743	+484
	林野火災(a)	1	3	+2
死傷 者	焼死者(人)	0	1	+1
	負傷者(人)	2	3	+1

※その他火災とは、建物、林野、車両などに該当しない火災です。（例：空地の枯草、立木類火災など）

■火災の情勢

火災の発生件数は、35件で前年に比べて11件増加し、その他火災が10件も増加しています。原因は、4月に雨が少なく乾燥した日が続いたため、たき火や田畑の枯草焼きなどとなっています。また、建物火災も前年に比べて2件増加し、6月には死者も発生しています。

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。あなたや家族の命を守るために、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。

主な 出火原因	22年	23年
	たき火	たき火
	放火・放火の疑い	放火・放火の疑い
	こんろ	こんろ

●救助の状況 前年比（亀山消防署・関消防署）

救助の概要		22年	23年	増減
事故種 別件数	交通事故	19	27	+8
	水難事故	0	0	±0
	建物等による事故	1	2	+1
	機械による事故	1	0	-1
	その他の事故	4	7	+3
	合計	25	36	+11

※その他の事故とは、火災、交通、水難、自然災害、建物、機械、ガス酸欠、爆発などに該当しない事故です。（例：河川、崖への転落など）

■救助の情勢

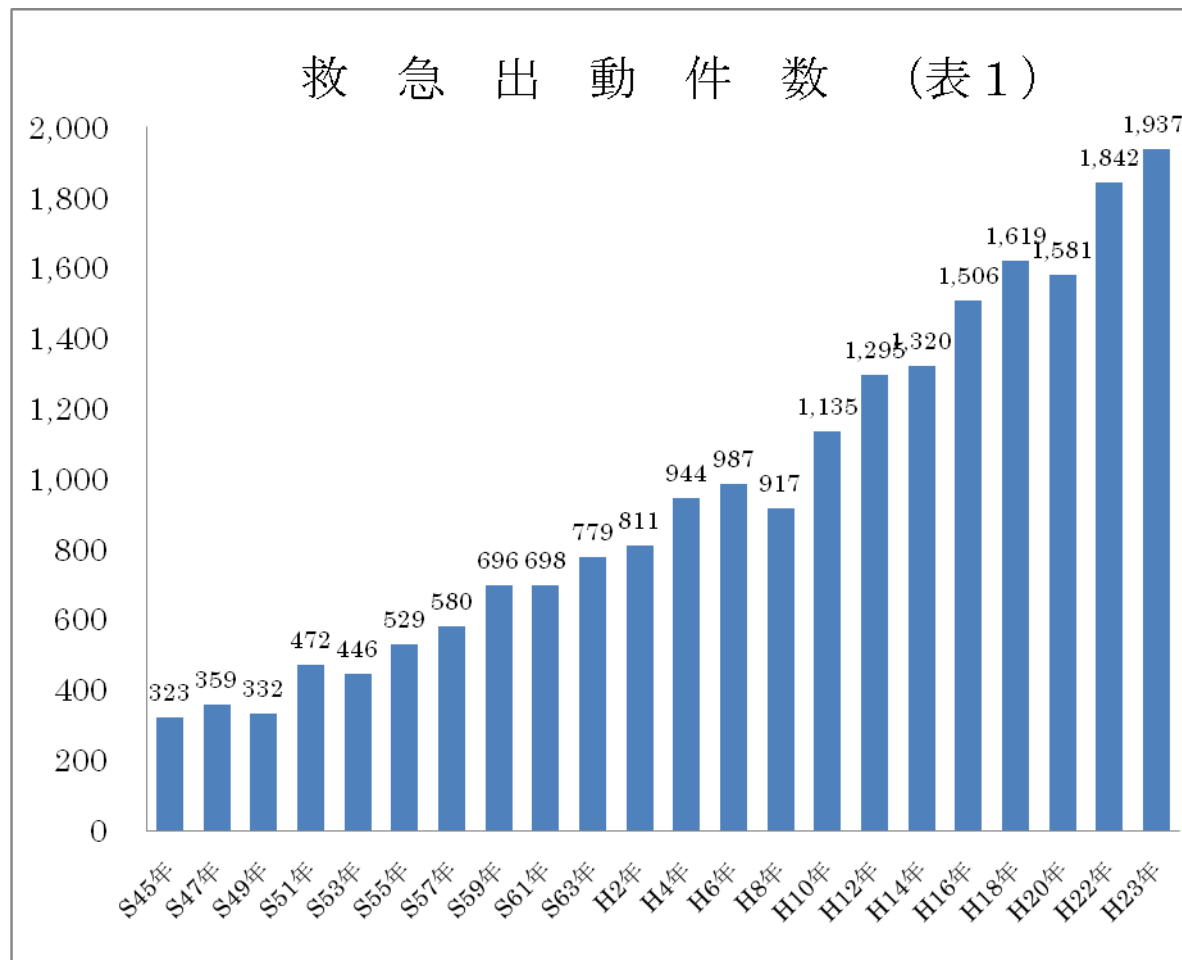
救助出動件数は、36件で前年に比べ11件増加し、交通事故による出動が8件も増加しています。

交通事故で車内に閉じ込められた事案が増加し、また、河川への転落事案も発生しています。

市内でも、建物の高層化、ハイブリッド車両の増加などによって救助活動の高度化・複雑化が進んでいます。

■救急の概要 過去最高を更新！！（亀山消防署・関消防署）

消防の救急出動件数は、全国的に増加しており、現場到着時間や病院収容時間が問題となっています。この傾向は、当消防本部でも例外ではありません。救急出動件数の推移は、昭和45年に323件、平成7年に1,000件を超え、平成23年は過去最高の1,937件となりました。（表1）



（1） 出動件数、搬送人員、事故種別など（表2）

出動件数は1,937件、搬送人員は1,897人でした。

事故種別では交通事故に伴う出動が減少する一方、急病と一般負傷（ケガ）が増加しています。

（表2）

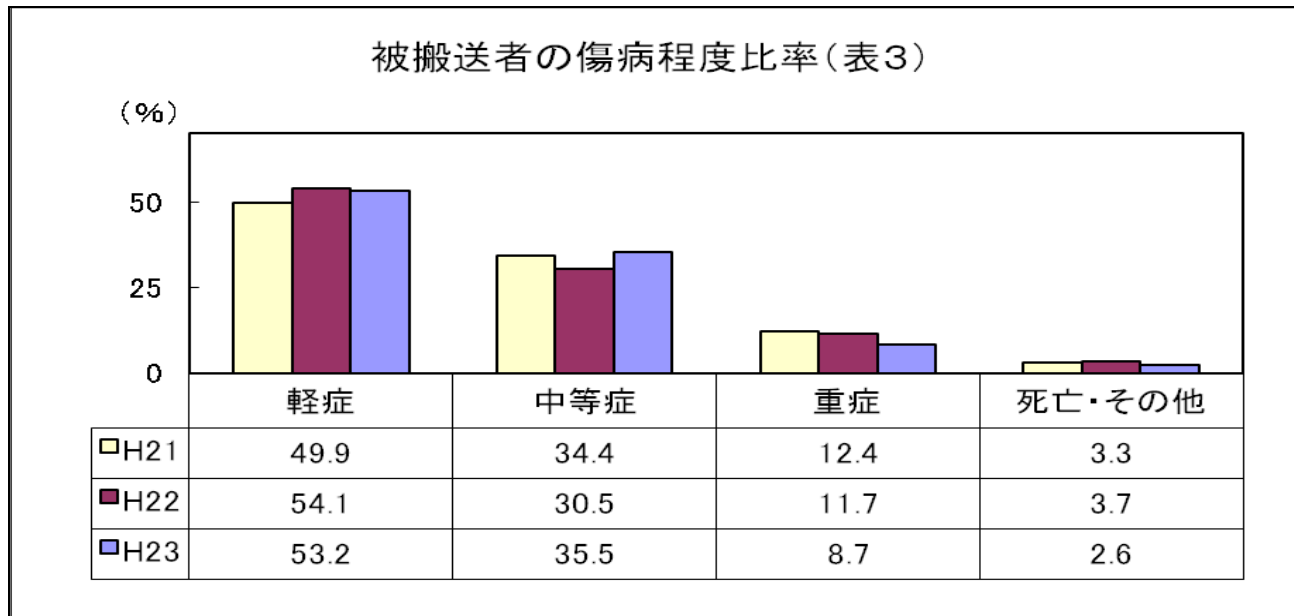
種別	火災	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	合計	搬送人員
22年	1	0	291	23	10	246	4	20	1,128	119	1,842	1,809
23年	1	0	275	26	12	313	10	18	1,154	128	1,937	1,897
増減	±0	±0	-16	+3	+2	+67	+6	-2	+26	+9	+95	+88

（※その他とは、転院搬送、医師搬送、資機材搬送などが含まれます。）

(2) 被搬送者の傷病程度比率 (表3)

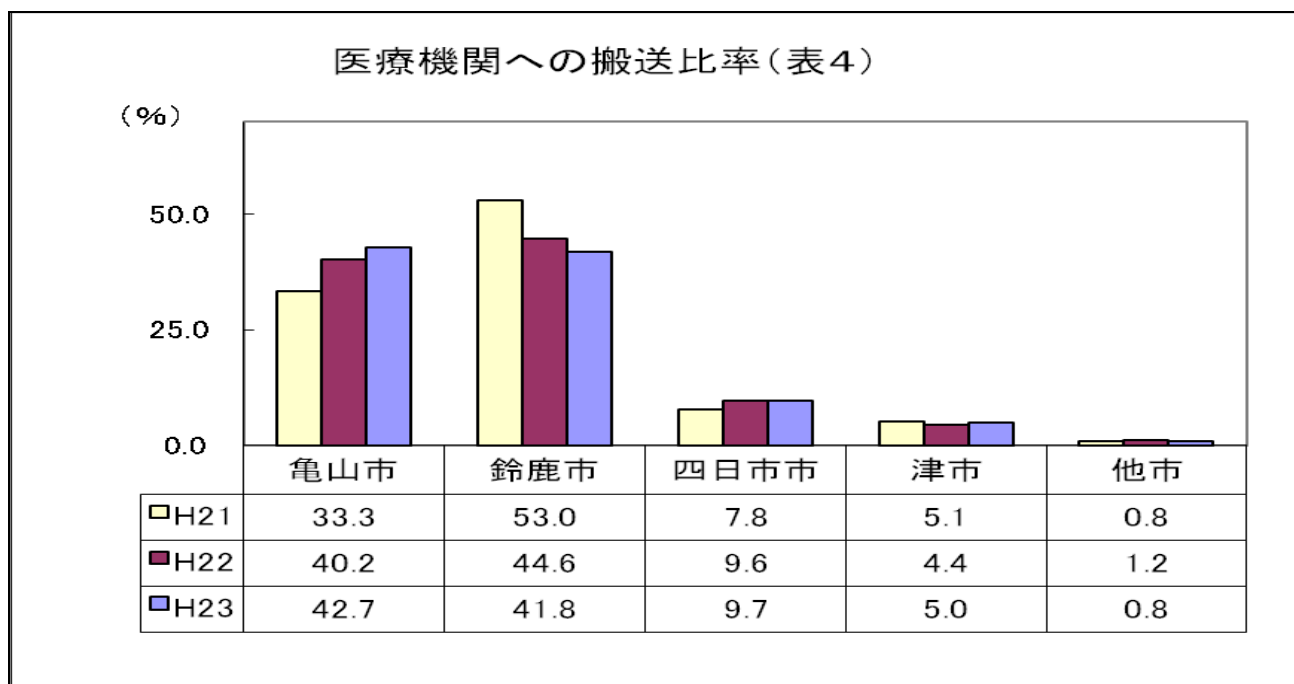
被搬送者の傷病程度の比率は、軽症（入院を必要としないもの）が全体の53.2%と半数以上を占めています。

続いて中等症（入院を必要とするもので、重症に至らないもの）が35.5%、重症（三週間以上の入院加療を必要とするもの）が8.7%となっています。



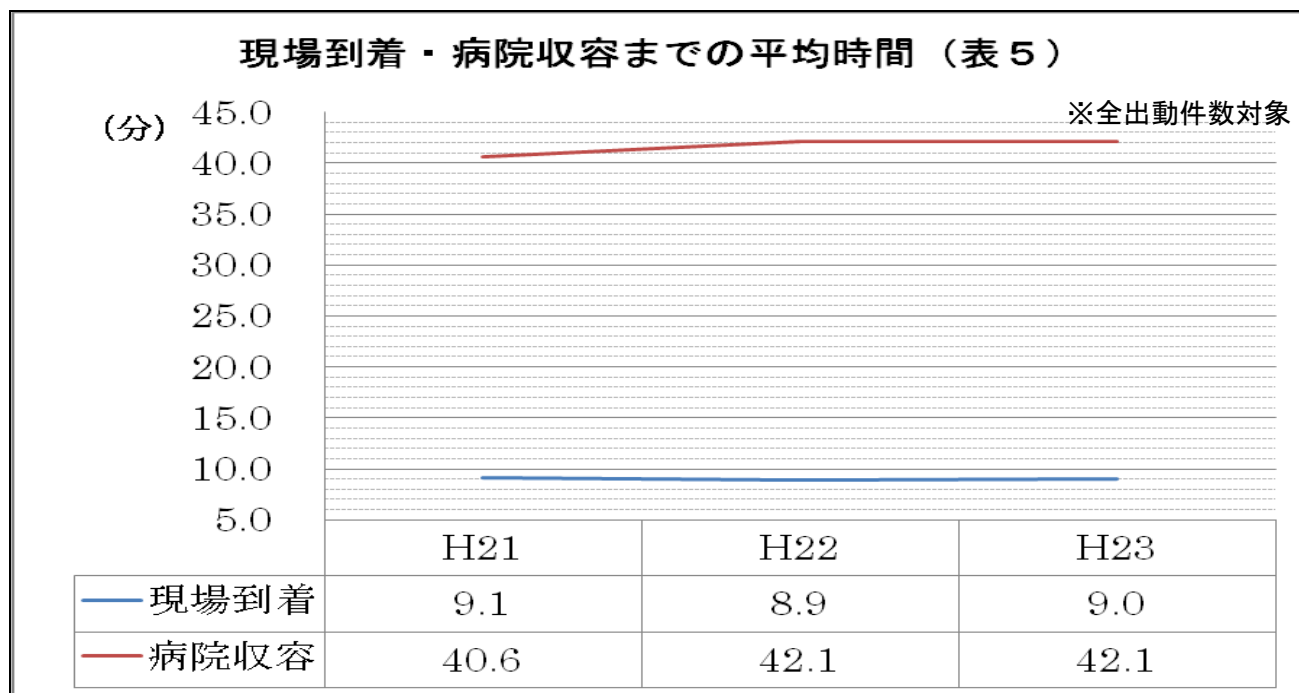
(3) 医療機関への搬送比率(表4)

市内医療機関への収容率が42.7%と増加しましたが、依然として市外医療機関への搬送が57.3%と半数以上を占めています。また、患者の傷病程度に対応するため、搬送先の医療機関数も増加しています。



(4) 現場到着・病院収容までの平均時間（表5）

現場到着までの所要時間はわずかに延伸しましたが、病院収容までの所要時間は変わりませんでした。しかし、依然として搬送先の医療機関の決定が遅れる場合も散見されます。



(5) 救急車の適正利用と救急医療情報システムの利用

救急車の適正利用については、広報「かめやま」、ZTVの文字情報や救急講習会などを通じて、市民の理解と協力をお願いしていますが、依然として、明らかに軽症と思われる方、タクシー代わりの出動要請が後を絶ちません。

「救急」の場合は、希望の医療機関へ搬送できるとは限りません。また、医療機関では、重症者の治療が優先されます。

救急車を呼ぶほどではないが、すぐに治療を希望される場合は、下記の《救急医療情報システム》を利用してください。

《救急医療情報システム》

パソコン **URL** <http://www.qq.pref.mie.lg.jp/>

携帯電話 **URL** <http://www.qq.pref.mie.lg.jp/k/>

自動案内 ☎0800-100-1199（通話料無料・ファックスでも受診可能）

医療情報センター（対人案内） ☎82-1199

（受診の際は、必ず紹介された医療機関に事前確認してください。）

亀山市消防本部は、市民の皆様の期待と信頼に応えるため、関係機関と連携を図りながら適切な救急搬送に努めます。今後とも、救急車の適正利用をお願いします。